

奈良県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年九月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吉野郡十津川村大字五百瀬一五三（次の図に示す部分に限る。）、一五四

二 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

大字五百瀬一五三、一五四

（二） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）